

5.案内誘導サイン等の仕様

(1).案内誘導サイン

1).案内誘導サインの設置方法

案内誘導サインの設置方法は、自歩道の保護路肩部に設置する土中建込式およびベースプレート建込式とし、下図のとおり適宜設置する。

2).案内誘導サインの表示仕様

- ・表示基板 : アルミ押出型材、アルマイト(シルバー)クリア塗装
- ・トップフレーム : t 3.0アルミ板、アルマイト(シルバー)クリア塗装
- ・サイドフレーム : アルミ押出型材、アルマイト(シルバー)クリア塗装
- ・表示方法 : 高対候性印刷(両面)

3).標示板の反射材料

自転車利用者を対象とした注意喚起サインについては、自転車利用者の視認性を向上させるため高輝度の反射シート(カプセルレンズ型)を標示板に使用する。

(2).距離標サイン

1).距離標サインの設置方法

距離標サインの設置方法は、自歩道の保護路肩部に設置するベースプレート建込式(三角柱)とし、下図のとおり起終点から4km毎に設置する。

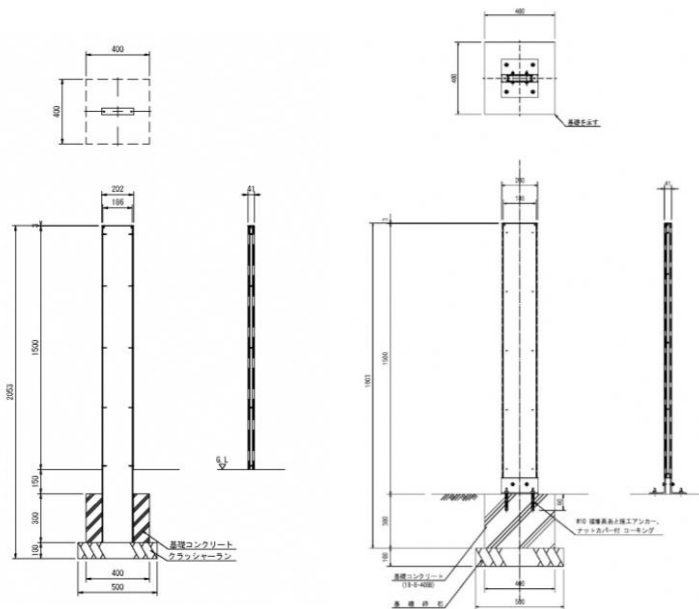
2).距離標サインの表示仕様

- ・表示基板 : ステンレス加工品、合成樹脂焼付塗装
- ・表示方法 : 高対候性印刷(三面)
- ・ベース : t9.0ステンレス鋼板、合成樹脂焼付塗装、M10施工アンカーナットカバー付

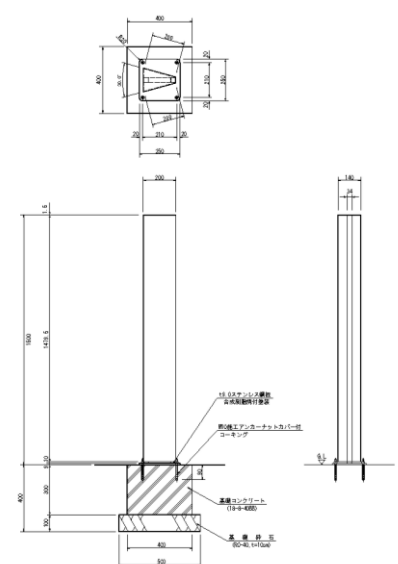
3).標示板の反射材料

自転車利用者を対象とした注意喚起サインについては、自転車利用者の視認性を向上させるため高輝度の反射シート(カプセルレンズ型)を標示板に使用する。

【案内誘導サイン】



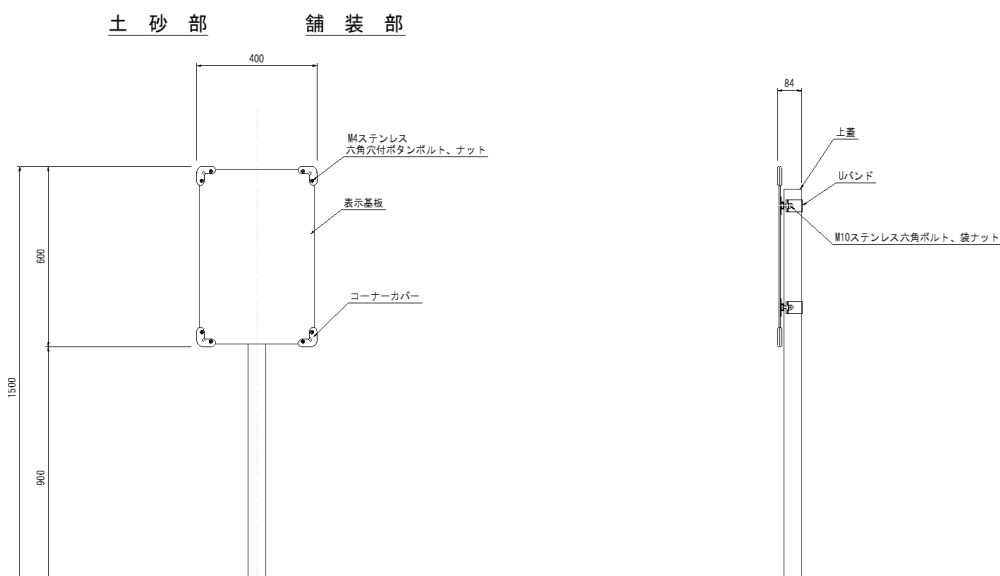
【距離標サイン】



(3).注意喚起看板

注意喚起サインの標識柱については、一般の道路標識柱に用いられることが多い鋼管を使用する。

ただし、鋼管は耐食性に弱く、錆が発生しやすいため、防錆処理(塗装、溶融亜鉛めっきなど)を行う必要がある。



(4).矢羽根型路面表示

矢羽根型路面表示は、車道における自転車通行位置を自転車利用者とドライバーの双方に示し、自転車通行空間を実質的に確保するため、歩道のある道路にあつては矢羽根型路面表示右端が路肩端から1.0m以上の位置となるように、歩道のない道路にあつては原則として矢羽根型路面表示右端が車道外側線から車線内1.0m以上(現地の交通状況に応じて0.75m以上)離れた位置となるように設置する。

なお、標準形を基本とするが、横断歩道に隣接して設置する必要がある場合など、現地状況に応じて縮小形(標準形の60%)を設置する。

	形状	配置	
		歩道あり	歩道なし
仕様(案)	<p><標準形></p> <p>幅=0.75m以上^{※1}</p> <p>長さ=1.50m以上</p> <p>角度=1:1.6</p> <p>道路幅員が狭く、歩行者を優先させる道路(生活道路など)では、必要に応じて、以下を採用。</p> <p>幅=0.75m</p> <p>長さ=0.60m以上</p> <p>角度=1:0.8</p>	<p>1.0m以上^{※3}</p> <p>設置間隔=10m^{※2}</p>	<p>1.0m以上(0.75m以上^{※4})</p> <p>設置間隔=10m^{※2}</p>
備考	<p>※1: 自転車は、車道や自転車道の中央から左の部分、その左端に沿って通行することが原則である。このため、路面表示の幅員は、標準仕様を用いない場合でも、この原則を逸脱しない範囲で適切な形状を設定するとともに、自転車通行空間として必要な幅員を自転車と自動車の両方に認識させることが重要である。</p> <p>※2: 矢羽根型路面表示の設置間隔は10mを標準とし、交差点部等の自動車と自転車の交錯の機会が多い区間や、事故多発地点等では設置間隔を密にする。</p> <p>※3: 路面表示の幅員は、側溝の部分を除いて確保することが望ましい。</p> <p>※4: 現地の交通状況に応じて、0.75m以上とすることもできる。</p>		

